

検査費用補助金支給手続規程 新旧対照表

旧規程	新規程
(目的) 第1条 検査等は、疾病の早期発見、早期治療を行うことにより被保険者及び被扶養者の健康管理並びに健康の保持に資することを目的とする。	(目的) 第1条 検査等は、疾病の早期発見、早期治療を行うことにより被保険者及び被扶養者の健康管理並びに健康の保持に資することを目的とする。
(検査の種類) 第2条 検査の種類は次のとおりとする。 ①人間ドック ②生活習慣病健診 ③婦人科検査 ④その他検査 ⑤29才以下の子宮頸がん検査 ⑥インフルエンザ予防接種	(検査の種類) 第2条 検査の種類は次のとおりとする。 ①人間ドック ②生活習慣病健診 ③婦人科検査 ④その他検査 ⑤29才以下の子宮頸がん検査 ⑥インフルエンザ予防接種 ⑦新型コロナウイルス抗原検査キット購入費用
(検査の受診要件) 第3条 検査の受診要件は、組合の被保険者及び被扶養者で、かつ次のとおりとする。 ①人間ドック 40才以上の被保険者 ②生活習慣病健診 30才以上の被保険者及び被扶養者 ③婦人科検査 30才以上の被保険者及び被扶養者 ④その他検査 30才以上の被保険者及び被扶養者 ⑤29才以下の子宮頸がん検査 29才以下の被保険者 ⑥インフルエンザ予防接種 18才以上の被保険者	(検査の受診要件) 第3条 検査の受診要件は、組合の被保険者及び被扶養者で、かつ次のとおりとする。 ①人間ドック 40才以上の被保険者 ②生活習慣病健診 30才以上の被保険者及び被扶養者 ③婦人科検査 30才以上の被保険者及び被扶養者 ④その他検査 30才以上の被保険者及び被扶養者 ⑤29才以下の子宮頸がん検査 29才以下の被保険者 ⑥インフルエンザ予防接種 18才以上の被保険者 ⑦新型コロナウイルス抗原検査キット購入費用 被保険者
(検査機関) 第4条 検査を行う検査機関は、組合の契約する検査機関（別表）または、受診者が選択する検査機関とする。	(検査機関) 第4条 検査を行う検査機関は、組合の契約する検査機関（別表）または、受診者が選択する検査機関とする。
(検査の補助金額) 第5条 検査費用の組合の補助金限度額は次のとおりとし、限度額以下の場合はその実費額とする。 ①人間ドック 43,000円 ②生活習慣病健診 23,000円 ③婦人科検査 14,000円 ④その他検査 10,000円 ⑤29歳以下の子宮頸がん検査 2,000円 ⑥インフルエンザ予防接種 2,000円	(検査の補助金額) 第5条 検査費用の組合の補助金限度額は次のとおりとし、限度額以下の場合はその実費額とする。 ①人間ドック 43,000円 ②生活習慣病健診 23,000円 ③婦人科検査 14,000円 ④その他検査 10,000円 ⑤29歳以下の子宮頸がん検査 2,000円 ⑥インフルエンザ予防接種 2,000円 ⑦新型コロナウイルス抗原検査キット購入費用 1,250円
(検査費用の補助金の申請) 第6条 受診者が検査機関に検査費用を支払った場合は、検査費用補助金請求書（様式1号）に検査機関の領収書を添付し、検査結果報告書（様式2号）に検査の結果の写しを添付のうえ組合に請求する。 2. 事業主の主催で団体検診等を行った場合、検査費用補助金請求書（団体用様式3号）に検査機関の領収書を添付し、検査結果報告書（団体用様式第4号）に検査の結果の写しを添付のうえ組合に請求する。 3. 組合の契約機関で受診した者は、検査機関からの請求書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者及び被扶養者より請求があったものとみなす。	(検査費用の補助金の申請) 第6条 受診者が検査機関に検査費用を支払った場合は、検査費用補助金請求書（様式1号）に検査機関の領収書を添付し、検査結果報告書（様式2号）に検査の結果の写しを添付のうえ組合に請求する。 2. 事業主の主催で団体検診等を行った場合、検査費用補助金請求書（団体用様式3号）に検査機関の領収書を添付し、検査結果報告書（団体用様式第4号）に検査の結果の写しを添付のうえ組合に請求する。 3. 組合の契約機関で受診した者は、検査機関からの請求書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者及び被扶養者より請求があったものとみなす。
(検査費用補助金額の支給) 第7条 組合は前条の補助金の請求があった場合、審査の上、申請者に第5条に定める補助金を支給する。	(検査費用補助金額の支給) 第7条 組合は前条の補助金の請求があった場合、審査の上、申請者に第5条に定める補助金を支給する。
(検査費用の補助回数) 第8条 検査の補助を受ける回数は、各検査の種類ごとに年度内1回とする。	(検査費用の補助回数) 第8条 検査の補助を受ける回数は、各検査の種類ごとに年度内1回とする。
(検査費用の事業主負担分) 第9条 被保険者が各年度4月1日から翌年度3月31日までに受けた人間ドック、生活習慣病健診については、一般定期検診の当該項目について事業所に請求する。（別紙）	(検査費用の事業主負担分) 第9条 被保険者が各年度4月1日から翌年度3月31日までに受けた人間ドック、生活習慣病健診については、一般定期検診の当該項目について事業所に請求する。（別紙） 附 則 この規程は、令和2年5月10日から施行する。